



佐賀県公報

平成16年
4月28日
(水曜日)
第12448号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更 (三三五・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止(三三六・) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 (三三七・) 二
- 相知都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三三八・まちづくり推進課) 二
- 有田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三三九・) 二
- 呼子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三四〇・) 二
- 唐津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三四一・) 三
- 伊万里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三四二・) 三
- 川副都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三四三・) 三
- 佐賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三四四・) 三
- 鳥栖基山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 (三四五・) 四
- 都市計画の変更 (三四六・) 四

公告

- " (三四七・) 四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 四
- 上場Ⅳ期地区滝の上換地区換地計画 (農地整備課) 五
- 上場Ⅳ期地区山の田換地区換地計画 " 五
- 上場Ⅳ期地区釜蓋換地区換地計画 " 五
- 土地改良事業の工事完了 " 五
- " " 五

教育委員会事項

- ◎佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則の一部を改正する規則 (規則・一一) 六

○告示

●佐賀県告示第三百三十五号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
指定訪問介護	しょうぶ苑訪問介護事業所	佐賀郡大和町大字尼寺三三二七番地一	佐賀郡大和町大字尼寺二六七七番地	平成一六・四・五

●佐賀県告示第三百三十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届

出があった。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	変更年月日
指定通所リハビリテーション	デイケアセンター善	鳥栖市萱方町二七〇番地	平成一六・三・三一
指定訪問看護	訪問看護ステーションありあけ	杵島郡有明町大字戸ケ里一八三一番地一八	平成一六・三・三一

●佐賀県告示第三百三十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成十六年四月二十八日
佐賀県知事 古川 康

名称	しょうぶ苑居宅介護支援センター		所在地	変更年月日
	旧地	新地		
	佐賀郡大和町大字尼寺二六七番	佐賀郡大和町大字尼寺三二二七番地一		平成一六・四・五

●佐賀県告示第三百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 都市計画の種類
- 相知都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
- 相知町

●佐賀県告示第三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。
平成十六年四月二十八日
佐賀県知事 古川 康

- 一 都市計画の種類
- 有田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
- 有田町及び西有田町

●佐賀県告示第三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。
平成十六年四月二十八日
佐賀県知事 古川 康

- 一 都市計画の種類

呼子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

呼子町

●佐賀県告示第三百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

唐津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

唐津市及び浜玉町

●佐賀県告示第三百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

伊万里市

●佐賀県告示第三百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

川副都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

川副町

●佐賀県告示第三百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

佐賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

佐賀市、諸富町及び大和町

●佐賀県告示第三百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計

画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 都市計画の種類
鳥栖基山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
鳥栖市及び基山町

●佐賀県告示第三百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 都市計画の種類
佐賀都市計画区域の区域区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域
佐賀市、諸富町及び大和町

●佐賀県告示第三百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同

条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 都市計画の種類
鳥栖基山都市計画区域の区域区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域
鳥栖市及び基山町

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年6月9日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年4月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあつた年月日
平成16年4月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人佐賀県借入れ返済相談センター
 - (2) 代表者の氏名 堤田剛
 - (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県武雄市武雄町大字昭和883番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、借入れ、返済、ヤミ金問題等に関する専門家で組織し、地

<p>域活動を通じて、借入れ、返済、ヤミ金被害等に関する相談に応じるとともに、消費生活に関する情報を収集、提供し、消費生活の安定・向上に寄与する。</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区灌の上換地区の換地計画を定め、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年4月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区灌の上換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年4月30日から平成16年6月1日まで</p> <p>3 縦覧の場所 玄海町役場</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区山の田換地区の換地計画を定め、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年4月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区山の田換地区換地計画書の写し</p>	<p>2 縦覧の期間 平成16年4月30日から平成16年6月1日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所 玄海町役場</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区釜蓋換地区の換地計画を定め、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年4月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区釜蓋換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年4月30日から平成16年6月1日まで</p> <p>3 縦覧の場所 玄海町役場</p> <p>七山村長 岡本研一から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、七山村営土地改良事業（里地棚田保全整備 農業用排水路整備）馬川地区の工事が平成15年6月5日完了した旨届出があった。</p> <p>平成16年4月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>七山村長 岡本研一から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第</p>
---	---

1項の規定により、七山村営土地改良事業(里地畑田保全整備 農道整備)馬川地区の工事が平成15年11月27日完了した旨届出があった。

平成16年4月28日

佐賀県知事 古川 康

○ 教育委員会事項

佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十一号

佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則の一部を改正する規則

佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則(昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「国立療養所東佐賀病院」を「独立行政法人国立病院機構東佐賀病院」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

- 一 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター院長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)